

経営革新計画の承認について

資料提供
令和3年11月30日
課名：経営革新課
担当者：和田
内線：3320
直通電話：082-513-3371

中小企業等経営強化法（令和3年8月2日施行）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和3年11月に4件承認しました。この承認により本県での総承認件数は3,760件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

〇11月に承認した経営革新計画

申請者 所在地	設立	資本金 (千円)	従業員 (人)	業種	経営革新計画のテーマ
有限会社大広鉄工所 呉市広名田	昭和63年	3,000	2	はん用機械器具製造業	生産性向上と加工精度向上による受注拡大
株式会社呉バス 東広島市黒瀬町	平成25年	9,500	6	道路旅客運送業	介護者に向けた車椅子対応のバス（大型リフト付）の導入による新サービスの実現
おおいし さとる 大西 聡 (FORORTH) 福山市三吉町	—	—	2	医療業	デジタル歯科技工技術導入による生産性の向上

上記以外の企業は、公表を希望されませんでした。

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。
詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinannai.html>